

○ 室蘭市子ども発達支援センター条例廃止の件について

1. 条例廃止の理由

室蘭市子ども発達支援センターを民間法人に移管することに伴い、廃止するもの。

2. 条例廃止の概要

室蘭市子ども発達支援センターは、平成21年度より現在の地（室蘭市母恋南町2丁目2番3号）で児童の療育に関わってきたが、児童福祉法の改正に伴う制度改正や利用者等のニーズ等に対応するため、令和6年4月より社会福祉法人室蘭言泉学園に事業を移管することから廃止する。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

○ 室蘭市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表 附則関係

(平成8年条例第25号)

改 正 後	改 正 前
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第17条 社会福祉業務手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 障害者福祉総合センターに勤務した指導員、理学療法士、保育士、運転手及び調理作業員たる職員</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(2) 前号</u>に掲げるもののほか、社会福祉に関する現業に従事した市長が別に定める職員</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(2) 前項第2号</u>の職員 勤務に従事した月1月につき5,800円</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第17条 社会福祉業務手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) <u>子ども発達支援センター及び</u>障害者福祉総合センターに勤務した指導員、理学療法士、保育士、運転手及び調理作業員たる職員</p> <p><u>(2) 子ども発達支援センターにおいて、診療業務に従事した医師たる職員</u></p> <p><u>(3) 前2号</u>に掲げるもののほか、社会福祉に関する現業に従事した市長が別に定める職員</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 前項第2号</u>の職員 勤務に従事した月1月につき3,910円</p> <p><u>(3) 前項第3号</u>の職員 勤務に従事した月1月につき5,800円</p>